

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書

今年、日本が原爆を投下されてから77年になる。多くの国が日本の原爆被爆者をはじめ、世界各地で核被害者の声に耳を傾け、「核兵器による安全」ではなく、「核兵器のない世界の実現による安全」を選択することが世界の趨勢になった。

核兵器禁止条約は、核兵器の禁止を支持し、参加する国が50を超えたことにより、2021年1月22日に発効を迎えた。その後も参加国は増え続け、現在は59か国が批准している。さらに、本年6月に開催予定の核兵器禁止条約第1回締約国会議には、オブザーバー参加国として、ブラジルやスウェーデン、フィンランド、インドネシア、スイス等と、さらにアメリカの加入するNATO（北大西洋条約機構）加盟国のノルウェー、ドイツも参加を表明している。そのような中で、日本政府は、核兵器保有国と核兵器非保有国の橋渡しをするためとの理由で未だに参加していない。唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器禁止条約に署名・批准し、世界各国の核兵器に向かう状況を直接伝えてこそ「橋渡し」も可能になる。

明石市は1960年に「核非武装都市宣言」を表明している。その後、制定された核兵器禁止条約に署名・批准をすることは多くの市民の願いである。

核兵器禁止条約の第1条は核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵と使用又は使用の威嚇も禁じている。今年2月24日、ロシア軍がウクライナに対し軍事侵攻を開始した。それは核兵器の使用をほのめかして世界を威嚇した侵攻である。このような卑劣なことが起こらないようにするためにも核兵器は絶対に無くさなくてはならない。

よって、本市議会は、日本政府および国会に対し、核兵器のない世界を実現するために、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

兵庫県明石市議会